

平成 27 年 度 一 般 採 用 試 験 後 期

国 語 試 験 問 題

(理 工 学 専 攻)

(注 意)

1. 解答用紙の注意事項を確認のうえ、例にならって氏名及び受験番号を解答用紙に必ず記入及びマークすること。

例 【氏名】 防大 渚 【受験番号】 神奈川県W1234 の場合

※氏名及び受験番号の記入について

| | 姓 | 名 |
|------|------|-----|
| フリガナ | ボウダイ | ナギサ |
| 漢 字 | 防大 | 渚 |

| | 志願地本名 | 専攻区分 | 番 号 |
|------|-------|------|-------|
| 受験番号 | 神奈川県 | 後理 | W1234 |

※受験番号等のマークについて (女子受験者は、番号のWについてはマークしなくてよい。)

| | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|------|--------|---|---|---|---|
| 志願地本名 | 札幌：(01) | 福島：(10) | 専攻区分 | 番 号 | | | | |
| | 函館：(02) | 茨城：(11) | | 人社 (1) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 旭川：(03) | 栃木：(12) | | 理工 (●) | ● | 1 | 1 | 1 |
| | 帯広：(04) | 群馬：(13) | | 性別 | 2 | ● | 2 | 2 |
| | 青森：(05) | 埼玉：(14) | | 男 (1) | 3 | 3 | ● | 3 |
| | 岩手：(06) | 千葉：(15) | | 女 (●) | 4 | 4 | 4 | ● |
| | 宮城：(07) | 東京：(16) | | 男 (1) | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 秋田：(08) | 神奈川：(●) | | 女 (●) | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 山形：(09) | 新潟：(18) | | | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | | | | | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | | | 9 | 9 | 9 | 9 | | |

2. 試験時間中は、すべて試験係官の指示に従うこと。

3. 解答方法は、択一式であり、設問ごとの指示に従い、解答用紙の解答マーク欄にマークすること。

例えば、**1**と表示のある問題に対して(3)と解答する場合は、次の例のように**1**の解答マーク欄の**3**にマークすること。

例

| 解 答 マ ー ク 欄 | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | (1) | (2) | (●) | (4) | (5) |

次の文章を読んで、後の設問に答えよ。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承願います。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承願います。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承承願いたします。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承承願いたします。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承承願いたします。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承承願いたします。

*〔注〕 シチリアーイタリア半島西南の地中海にある島。

アトム——原子。事物を構成する最少単位。

モード——流行。

1

傍線部の片仮名(1)～(5)にあてはまる漢字として、本文の論旨に照らして、誤っているものを次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) 擬態
- (2) 贅沢
- (3) 生地
- (4) 匿名
- (5) 蓄積

2

空欄 A に入る言葉として、本文の論旨に照らして、最も適当なものを

を次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) 文化的な階層性の絶対性
- (2) 個人的な創造性の可変性
- (3) 身分的な制度性の硬直性
- (4) 社会的な流動性の可能性
- (5) 商業的な訴求性の実現性

3

本文中の〈流行現象〉あるいは〈モード現象〉に関する説明として、本文の論旨に照らして、最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) モード現象とは、自分は他者とは異なる独自性を持った存在であるとアピールすること、既存の集団の価値観に同化しようとすることとの間の矛盾を巧妙に解消してくれる社会的な装置である。
- (2) 衣服をめぐる流行現象は、人権宣言に代表される西欧の平等思想が生み出した文化的副産物であり、フランス革命以前には全く存在しなかった、近代特有の大規模かつ象徴的な社会現象であった。
- (3) 自分達の所属する場所や身分、職業といった社会的な枠組みが明確であれば、その人々が衣服の流行現象に強力に惹き付けられることはなく、伝統や習慣などの硬直化した社会規範も不要になる。
- (4) 一九世紀前半から普及したモード現象においては、そこで求められる衣服に現実的な必要性があるか否かにかかわらず、他者を意識的に模倣するミメティスムに基づいた無目的な消費が遂行される。
- (5) 流行現象は、因習的な社会規範や不合理な差別から人々を解放すると同時に、従来の封建社会には存在していた、人と人との相互的な繋がりを曖昧にするという否定的な側面を持つものでもあった。

本文の論旨に照らして、最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) 身分制社会の誕生によって、服装がその人の身分を表徴するツールとして用いられ、その種類も階層化されたことで、類似した服装を大勢が一樣に求め、それを模倣しようとする欲求のベクトルが社会的必然性を帯びることになった。
- (2) 様々な要素によって構成されたゲーム性を持つ文化として衣服を考えるという観点は、社会が個人の意識や行動を規定する力を持っているという現実を無視しており、衣服をめぐる複雑な社会的問題を解き明かす答えにはなり得ない。
- (3) 視覚メディアの中に散りばめられた上流階級の生活様式を即物的に模倣したのは、社会的な上昇の可能性を持たない一般市民であったが、そのような模倣を求める自己暗示的な幻想こそが近代の大量消費社会を動かす原動力になった。
- (4) ミメティスムは、衣服が社会秩序の中で不可欠な構成要素となるための重要な要因であるが、そこでは衣服の選択という行為自体が高度に社会化されており、もはや個人の意志や心理は全くそこに関与しないという事態が起きている。
- (5) フランス革命以降、ミメティスムと反ミメティスムの傾向が自由に発揮できるようになったが、そこでは自己の独自性を追求しようとする動きと、逆に既存集団へ自己を同化し、他人と自分を差異化しようとする動きが併存していた。

次の文章を読んで、後の設問に答えよ。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承ください。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承ください。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承願います。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承願います。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承ください。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承ください。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承承願いたします。

この部分に記載されている文章につきましては、著作権上の問題から掲載することができませんので、ご了承承願いたします。

* (注) カフカ——フランス・カフカ。「K」はカフカの代表作「城」に登場する人物の呼び名。

通名——外国籍の人が日本国内で使用する通称名。

ブラハ——現チェコ共和国の首都。

ハンナ・アーレント——ドイツ出身のアメリカの思想家、哲学者。全体主義の本質を考察した。

ミラン・クンデラ——チェコ生まれのフランスの作家。言論・表現の自由を求めた政治的発言も多い。

5

傍線部(1)～(5)までの漢字の読みとして、本文の論旨に照らして、誤っているものを次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) 傍目——ワキメ
- (2) 反撥——ハンパツ
- (3) 執拗——シツヨウ
- (4) 反古——ホゴ
- (5) 訣別——ケツベツ

6

空欄 B C

論旨に照らして、最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) B 政治的な保護に自己を委ねようとする
- C 存在を保護する制度的要素
- (2) B 社会的な差別という運命を生きのびる
- C 基本的人権の思想的基盤
- (3) B 制度的保護の外側に身を置こうとする
- C 社会的生存の基礎的条件
- (4) B 法律や政治の意義そのものを否定する
- C 社会内存在としての自意識
- (5) B 人間的な差別という現実へと身を曝す
- C 運命を隠蔽する制度的世界

7

傍線部(a)で筆者は「これはもはや、かただけの問題ではない。」と述べているが、その理由に関する説明として、本文の論旨に照らして、最も不適当なものを次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) 「日本人」という同質性の枠組みを自明なものであると考えがちな戦後生まれの日本人にとっても、自己の所属する場所をめぐる存在論的問いは重要であって、決してそれと無縁であるべきではないから。
- (2) 「在日三世のカフカは可能か」という問いは、自己の基盤を社会の中で制度的に確立するという人間の普遍的な希求を具現化したものであり、それは在日三世の友人だけに留まらない社会問題であるから。
- (3) 人間は本質的にその帰属をめぐる複雑な問題を抱えているので、そこで自分がどうあり得るのかという可能性を探求することは、在日三世の友人のみならず、その同世代の日本人にも共通するものだから。
- (4) 自分の社会的帰属性を括弧に括ってその欠損の内部に生きようとすることの可能性は、もはや在日朝鮮人という枠組みだけでは留まらない、普遍的な人間存在の命題として顕在化しているものであるから。
- (5) 「書類としての人間」を常に生み出す現代の制度的世界においては、「在日三世のカフカは可能か」という問いは、そこに生きる人間存在が多かれ少なかれ抱え込まざるを得ない不可避の課題であるから。

本文の論旨に照らして、最も適当なものを次の中から一つ選び、その番号を解答用紙にマークせよ。

- (1) 何かを詳細に記載した膨大な言葉の群れは存在しているが、その言葉から意味的な「実質」を剝奪しその方向性を不明化させてしまうという「書類の上」に存立する「世界」の姿が、カフカの『城』には象徴的に描き出されている。
- (2) ハンナ・アーレントは、「生身の人間」が社会的武器としての差別を見出すという態度の危険性を論じ、そこでは書類こそが人間存在のあり方を規定して「真実」を抹消するという、転倒した世界の構造が顕現するとしている。
- (3) 「在日三世」が生きる場所は、自己の曖昧なアイデンティティを自覚して、「何者でもない存在」を装いながらも、ユダヤ人であることによって「生身の人間」であろうとしたカフカが存在していた場所と共通するものである。
- (4) 筆者の友人である在日朝鮮人の若者にとっての「日本語」は、彼の肉体と同化し、その自己同一性を曖昧にする要素であるので、その言語的な軌を乗り越えて新たな自己のあり方を確立させねばならないと筆者は主張している。
- (5) 書類としての人間とは、その個人を取り巻く無機的で欺瞞を孕んだ情報のみによって定義される存在であるために、そこで強いられた社会的等級に応じた苛酷な差別と、自己の帰属する場所の空白化に絶えず苦しむことになる。